

平成19年5月31日
東北農政局

6月は『食育月間』です！ ～東北農政局の取組について～

平成18年3月31日策定された食育推進基本計画では、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施するために、毎年6月を『食育月間』に定めております。
東北農政局では、食育月間に以下のような取組を行うこととしております。

1. 「食と農を語る会～地場産食材で Let's 食育～」：資料1

生協関係者、学校給食関係者、食品加工業関係者、JA関係者等の関係者に参加していただき、地場産食材の利用推進の取組の紹介や、地場産食材を使った食育を推進する上での課題等について、意見交換を行います。

【日時】 平成19年6月27日（水）16：00～18：00

【会場】 仙台市福祉プラザ ふれあいホール

2. 「消費者団体と東北農政局長との意見交換会」：資料2

「食」の安全と消費者の信頼の確保を図るため、消費者団体の方々との意見交換会を開催します。

【日時】 平成19年6月22日（金）13：30～15：30

【会場】 宮城県登米合同庁舎 2階 203会議室

3. 「東北地域食育推進協議会義務教育部会」：資料3

「地域の食材を活用した学校給食における食育」について、これまでの議論の取りまとめを行います。

【日時】 平成19年6月12日（火）15：00～17：00

【会場】 仙台第二合同庁舎 第一会議室（7階）

4. 食事バランスガイドのPR：資料4

6月の消費者展示コーナーにおいて、「6月は『食育月間』です。～食事バランスガイドで食生活チェック！～」をテーマに、「食事バランスガイド」を活用した望ましい食生活についてパネル等で紹介します。
また、合同庁舎内食堂において実際のメニューにサービング数を表示します。

5. 食育月間のホームページの新設

管内での『食育月間』における取組予定を、農政局のホームページに掲載します。
<http://www.tohoku.maff.go.jp/>

問い合わせ先
東北農政局消費・安全部消費生活課
担当：吉田、佐藤
電話：022-263-1111
(内線 4415, 4072)

食と農を語る会～地場産食材で Let's 食育～の開催について

ライフスタイルや価値観の変化に伴い、「食」の大切さに対する意識が薄れ、食生活の乱れが年々深刻化しています。

栄養バランスに優れた和食を中心とした日本型食生活が崩壊の危機に直面し、不規則な食事や栄養の偏りにより、大人だけでなく子供たちにまで肥満や生活習慣病が広がっています。

また、食料の6割を海外に依存する一方で、食べ残しや食品の廃棄が増えており、食料と自然環境や地域社会との関係について実感し、正しく理解することが難しくなっています。

地場産物の活用を推進する「地産地消」の取組は、「食」や「農」に対する国民の理解の促進、生産者と消費者の信頼関係の構築を通じた安全・安心な食料供給の推進につながる重要な取組であり、健全な食生活の実現を目指す「食育」の一環をなすものです。

東北地域は、豊かな食材に恵まれており、学校給食や食品産業における地場産食材の利用促進と、地場産食材を活用した食育を一層推進していくことが期待されています。

そこで、地域で様々な立場からこれらの取組を進めている関係者の方々に参集していただき、取組の意義や成果、課題等について幅広く意見交換を行います。

記

1 日 時 平成19年6月27日（水）16：00～18：00

2 場 所 仙台市福祉プラザ ふれあいホール
仙台市青葉区五橋2-12-2

3 内 容

(1) 東北農政局からの情報提供

(2) 地場産食材の利用促進等の取組紹介

沼倉 優子氏（みやぎ生活協同組合 副理事長）

千葉 冷子氏（仙台市立燕沢小学校 技術主幹）

飯塚 哲朗氏（株式会社北上食品工業 代表取締役）

澁谷耕太郎氏（宮城県農協青年連盟 委員長）

(3) 意見交換

資料 2

「消費者団体と東北農政局長との意見交換会」の開催について

東北農政局では、「食」の安全と消費者の信頼の確保を図るためには、安全性をはじめとした食品に関する正確な情報の提供と、施策に対する国民の理解が重要であると考えます。このことから、「消費者団体と東北農政局長との意見交換会」を下記のとおり開催します。

記

1. 開催日時 平成19年6月22日（金） 13：30～15：30
2. 会 場 宮城県登米合同庁舎 2階 203会議室
宮城県登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
3. 内 容 食の安全や食育に関する情報提供及び意見交換
4. 出席者 登米地域の消費者団体、行政（東北農政局長ほか）
5. その他 取材につきましては、担当者の指示に従って下さい。

※ なお、本意見交換会については、今後管内各県において、順次開催していくこととしております。

資料 3

東北地域食育推進協議会義務教育部会の開催について

東北地域食育推進協議会の義務教育部会を下記のとおり開催いたします。

本義務教育部会においては、「地域の食材を活用した学校給食における食育」をテーマとして、学校給食における食材供給体制や地域食材の利用等の現状と課題、また、学校給食における食育の現状と課題、推進方策について検討を行ってまいりました。

今回の義務教育部会においては、これまでの議論の取りまとめを行う予定としております。

記

1 日 時 平成19年6月12日（火） 15：00～17：00

2 場 所 第2合同庁舎 7階 第1会議室

仙台市青葉区本町3-2-23

義務教育部会における検討事項
－地域の食材を活用した学校給食における食育について－

I 「地域の食材を活用した学校給食における食育」の現状

- 1 学校給食の現状
 - (1) 学校給食の実施概要
 - (2) 供給体制の現状
 - (3) 地域食材の利用等の現状

- 2 学校給食における食育の現状
 - (1) 行政等の取組
 - (2) 具体的な取組
 - ①食育の内容
 - ②食育の推進の手だて
 - ③食育推進のためのネットワークづくり

II 「地域の食材を活用した学校給食における食育」の課題

- 1 学校給食の課題
 - (1) 供給体制の課題
 - (2) 地域食材の利用等の課題

- 2 学校給食における食材供給・利用等の食育の課題
 - (1) 行政等における関係機関等との連携の課題
 - (2) 小・中学校における課題

III 「地域の食材を活用した学校給食における食育」の推進方向

- 1 学校給食において地域の食材を活用するための方策

- 2 学校給食における食育を推進するための方策

資料 4

「東北農政局消費者展示コーナー」（6月）のお知らせ

東北農政局

6月は『食育月間』です。
～食事バランスガイドで食生活チェック！～

近年、社会経済情勢やライフスタイルが変化し、食の大切さに対する意識が薄れ、不規則な食事や栄養の偏り、肥満や生活習慣病、食物アレルギーなど様々な問題・課題が顕在化しています。

こうした中、平成18年3月31日に策定された食育推進基本計画では、毎年6月を「食育月間」と定め、重点的に健全な食生活を実践するための運動を推進することとしています。

消費者展示コーナーでは、この食育月間に、健全な食生活実現のためのヒントをご紹介します。



食事の望ましい組合せ等を示した
「食事バランスガイド」

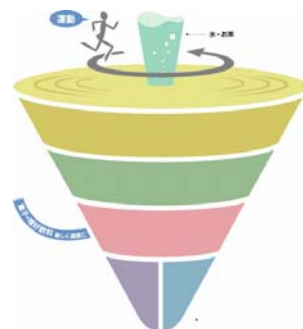
- 【テーマ】 6月は『食育月間』です。
～食事バランスガイドで食生活チェック～
消費・安全部消費生活課
- 【期間】 平成19年6月1日（金）～6月29日（金）
*最終日は12時までの展示となります。
- 【場所】 東北農政局消費者展示コーナー（仙台合同庁舎6階）
仙台市青葉区本町3丁目3番1号
- 【展示内容】 食事バランスガイド、食事バランスガイドの活用方法、
フードサンプルを用いた主食、主菜、副菜等の数（SV）の
表示 など

お知らせ

仙台合同庁舎
地下食堂

食事バランスガイドの

サービング表示について



望ましい食生活を送るために、「何を」「どれだけ」食べたらよいかを、わかりやすくイラスト（コマ）で示している「食事バランスガイド」をご存知でしょうか？

「食事バランスガイド」では、1日分の食事のめやす量として、【主食】、【副菜】、【主菜】、【牛乳・乳製品】、【果物】といった区分ごとに、《サービング（SV）》単位で表しています。

《サービング（SV）》とは、食事の供給量の単位で、「おにぎり1個が1SV」というように、比較的イメージしやすい数値です。

仙台合同庁舎地下食堂では、6月の「食育月間」をきっかけとして、定番メニューのフードサンプルに、「食事バランスガイド」を活用した《サービング》表示をスタートします。

食事の際に、この《サービング》表示を参考に、自分が1日に食べている料理数を、1つ、2つと指折り数えて、バランスのよい食生活の実践にいかしていただければと思います。



お問い合わせ先) 東北農政局 消費・安全部 消費生活課
TEL. 022-221-6093
株式会社 レパスト 東北支店
TEL. 022-726-5031